

令和 5 年 10 月 25 日現在

機関番号：32690

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03485

研究課題名（和文）物権的期待権の譲渡担保化に関する研究

研究課題名（英文）A Study on Transfer Collateralization of Real Right of Expectation

研究代表者

松田 佳久（Matsuda, Yoshihisa）

創価大学・法学部・教授

研究者番号：40388913

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：ドイツでは、物権的期待権を譲渡担保に供することにより、中小企業が資金融資を得ている。この点は、民法129条やその解釈、条件の効力、民事執行法やその解釈等により、わが国でも可能であることが本研究により成果として得ることができた。その成果をもとに、今後、物権的期待権の譲渡担保化の普及を図り、不動産等の抵当権設定に必要な資産を有しない中小企業が資金融資を容易に得ることができるようにしたい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツでは、物権的期待権を譲渡担保等に供することにより、多くの企業が、銀行等の金融機関から短期・少額の運転資金等の融資を受けているのである。わが国でも民法129条やその解釈、条件の効力、民事執行法やその解釈等により、得られるものであることが、本研究でわかったことである。そうであるならば、所有権留保が動産、特に自動車や機械設備等において盛んに行われているわが国であっても、留保買主たる中小企業が資金を必要とする場合にあって、金融機関が取るべき適切な担保目的物がない場合に、この物権的期待権を譲渡担保に供することにより、資金融資を得ることができることになる。

研究成果の概要（英文）：In Germany, small and medium-sized enterprises obtain financial loans by pledging real rights of expectation as collateral. As a result of this research, I was able to obtain that this point is also possible in Japan due to Article 129 of the Civil Code, its interpretation, the effect of conditions, and the Civil Execution Law and its interpretation. Based on the results of these efforts, we hope to spread the transfer of property rights as collateral, so that small and medium-sized enterprises that do not have the necessary assets to set up mortgages, such as real estate, can easily obtain financing.

研究分野：社会科学

キーワード：民法 担保物権 所有権留保 譲渡担保 物権的期待権

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の背景は次のとおりである。

(1) 物権的期待権に関する研究の独自性

「物権的期待権」は、ドイツに端を発するものであるが、道垣内弘人教授¹等によってわが国譲渡担保等において提唱されている。申請者はこの物権的期待権をより広い法領域に見出すべく、本研究を行うものであり、独自性を有している。

(2) 比較法の視座からの研究の必要性

物権的期待権が発達している国としてドイツがある。当該権利とわが国物権的期待権との比較検討を行うことにより、物権的期待権の必要性、成立要件、法律効果をより明確に把握することができる。

(3) 民法 176 条と同法 177 条との関係

判例によって形成されてきた不動産物権変動における民法 176 条における権利（意思表示によって物権変動は生ずるが、未登記の状態で譲受人に移転した物権）と対抗要件を具備した権利（同法 177 条）との関係を、学説はこれまで十分に理論的整合的に説明することができなかったが、物権的期待権の概念を導入することにより、容易に理論的整合的に説明できることになるであろう。

2. 研究の目的

わが国では譲渡担保や所有権留保において、譲渡担保権者や留保買主の有する権利として物権的期待権が主張されている。しかし、その法的性質は明確ではない。物権的期待権はドイツで発展しているが、ドイツ概念を借用したのではなく、類似性はあるものの、わが国独自の内容を有するものとして主張されている。物権的期待権がわが国で主張されて 30 年以上経過するが、主張者によってその内容・法的性質は異なる。そこで、本研究では、未だ不明確・不確定な物権的期待権につき、近年の有力説である道垣内弘人教授の主張する説に基づき、その内容および法的性質を明確にし、確定的なものとするを目的とした。

3. 研究の方法

(1) わが国での物権的期待権の譲渡担保化の可能性の研究

まず、ドイツの物権的期待権の譲渡担保に関する判例とその考え方を検討し、わが国でも物権的期待権の譲渡担保化が実現可能かどうかを検討した。

次いでわが国において、物権的期待権の譲渡担保化を実施するにあたり、さまざまな問題を検討した。まずは、機械設備を所有権留保で購入している企業と金融機関に対し、企業が資金を必要とする場合や金融機関が資金融資をする場合に物権的期待権を譲渡担保に供する、あるいは物権的期待権に譲渡担保の設定を受けること等につきアンケート調査を実施し、肯定的見解を得ることができたとともに、実務的需要も確認できた。

¹ 道垣内弘人『担保物権法』362 頁（有斐閣、第三版、2008）。

わが国の工作機械、印刷機械、半導体製造機械、建設機械等にあつては、汎用性が高く、経済的耐用年数も 20 年以上と長く、中古市場では、10 年を経過したものであつても新品価格の 5 割以上で売れるとのことであり、ある程度の分割払いが進んだ状態であれば、中古機械設備は十分な担保価値を有しているという情報を、中古市場等でリース用の機械等を売買することの多いリース会社への聞き込み調査で得ることができた。

物権的期待権の譲渡担保にあつては、留保買主の債務不履行の場合、売買契約が解除され、物権的期待権が消滅してしまうことを防ぐために、譲渡担保権者は、債務不履行が生じた場合には留保売主から通知を受け、第三者弁済をする、との留保売主をも交えた特約の締結を前提としている。

そして、譲渡担保の実行においては、機械設備の担保価値は、ある程度の分割返済が行なわれているならば、第三者弁済をしてもその弁済金をも十分に回収できるものであることをモデルケースで示している。

なお、ネックとなるのは対抗要件であるが、それについては、ネームプレートおよび統一譲渡証明書、そして、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（いわゆる動産債権譲渡特例法）に仮登記制度を設けるべきことを提言している。

（２）物権的期待権概念とその必要性

物権的期待権の法的性質とその効力を比較法を通じて分析するとともに、わが国においては、担保権設定の場面以外にも存在することを突き止めた。

ところで、譲渡担保権における設定者の有する期待権は、被担保債権の完済を停止条件とし、条件成就によって目的物所有権の返還を受けるという期待権であり、所有権留保における留保買主の有する期待権と同じであり、それは物権的期待権である。

譲渡担保権者および留保売主（以下、担保権者という）はいずれも目的物の所有者であるが、物権的期待権が設定されているがゆえに、当該所有権は担保目的に制限され、所有権の残りの権能は物権的期待権（譲渡担保の場合は、設定者留保権と呼ばれている）の内容を構成する。つまり、担保目的に関連する目的物所有権の処分権能は物権的期待権には含まれず、その主要な権能は目的物の使用収益権ということになる²。わが国ではこの考え方が多数説である³。わが国における物権的期待権という場合、この多数説における物権的期待権を示すものとする。しかし、この説の提唱者は物権的期待権は停止条件付あるいは解除条件付であることを示していないことから、私見としては、条件付権利である物権的期待権に物権的使用収益権が従属するものと捉えている。

私見としてのわが国物権的期待権とドイツの物権的期待権、そして、ドイツの物権的期

² 道垣内弘人『担保物権法』305 頁（有斐閣、第四版、2017）。

³ 秋山靖浩「判批（本判決）」法教 464・119（2019）、下村信江「所有権留保と譲渡担保の関係に関する覚書」近畿大学法科大学院論集 15・5（2019）、田高寛貴「判批（本判決）」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-031621729（Web 版 2019 年 3 月 29 日掲載）3 頁。

待権の考え方の導入を志向するフランスにおいて想定される物権的期待権の効力の比較検討を行い、物権的期待権概念の必要性を説くとともに、わが国物権的期待権との類似性のあるフランスの受託者所有権および虚有権との比較検討も行っている。

また、担保権設定の場面以外にも物権的期待権（上記のとおり、物権的期待権に物権的使用収益権が従属する状態の権利）が存在することの検討を行っている。その一つの例として最三小判平 12・6・27 民集 54・5・1737 判決の判例研究を行っている。すなわち、民法 194 条に該当する善意占有者の使用収益権は物権的期待権であるとの検討である。

さらに、ドイツの物権的期待権が、わが国では「物権的効力」を有するものではないと、捉えられる旨を検討し、担保権設定の場面以外に物権的期待権が成立し得る要件等を検討した。

（３）所有権留保判例の分析

新たな所有権留保判例の分析研究を行った。ここでは、物権的期待権に間接的に関連性を有する２つの最高裁判例を取り上げている。

一つは、最一小判平成 29・12・7 民集 71 卷 10 号 1925 頁であり、これは、自動車の売買につき、所有権留保がなされ、売買代金債務の保証人が留保売主たる販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、留保買主の破産手続が開始した場合において、保証人が留保所有権を別除権として行使することを認めたものである。これはいわゆる第三者所有権留保に関する事案である。第三者所有権留保とは、保証人等が保証債務を履行したことにより、留保売主に存した留保所有権が第三者たる当該保証人に移転した場合の所有権留保形態をいう。この事案では、所有権留保において目的物の所有権が留保買主に移転する構成と、そうではなく、文言どおりに目的物の所有権は留保売主に留保される（第三者所有権留保では保証人等の第三者が有する）構成のいずれを採用か⁴が論点の一つであった。物権的期待権が生ずるのは所有権が文言どおりに留保売主（あるいは第三者）が有する構成でなければ成り立たないことから、この立場に立って判例研究を行っている。

もう一つは、最二小判平 30・12・7 民集 72・6・1044 である。これは、金属スクラップ等の継続的な売買契約において所有権留保がなされ、買主が保管する金属スクラップ等を

⁴ 所有権留保の法的構成を担保的構成と所有権的構成とに区分するについては次の二つの立場がある。一つには、所有権的構成と担保的構成の区別を、買主への所有権移転を認めるか否かで判断する立場である（鳥谷部茂『非典型担保の法理』71 頁以下（信山社、2009）池田正則「判批（東京高判平 29・3・9 金法 2091・71）」リマークス 58・24（2019）は、譲渡担保の法的構成の区分につき、この立場に立つ）。売主に所有権が残るものが所有権的構成であり、買主に所有権が移転するものが担保的構成である。

もう一つは、所有権的構成は、売主が完全な所有権を有するものをいい、担保的構成は、次の二つがあるとする。すなわち、所有権が売主に帰属するとしつつ買主にも何らかの物権を認めるもの、買主に所有権が帰属するとしつつ売主には制限物権的権利としての担保権を認めるもの、である（田高寛貴「論点講座 再発見・担保物権法 第 10 回 譲渡担保と所有権留保」法教 424・81（2016）は、譲渡担保の法的構成につき、この立場に立つ）。

含む在庫製品等につき集合動産譲渡担保権の設定を受けた者が、売買代金が完済されていない金属スクラップ等につき売主に当該譲渡担保権を主張することができないとされた事例である。所有権留保がなされた金属スクラップ等を留保買主が譲渡担保に供したということは、まさしく留保買主はその有する物権的期待権を譲渡担保に供したことになることから、関連性を有する事案であり、判例研究の対象としたものである。

4. 研究成果

「所有権留保における留保買主の有する物権的期待権の担保化に関する一考察」創価法学 45 巻 2 号 (83 頁～116 頁)(2015 年)

「機械設備における所有権取得期待権(条件付権利)の譲渡担保」創価法学 48 巻 1 号 (27 頁～66 頁)(2018 年)

「動産債権譲渡特例法と仮登記制度 - 所有権取得に関する条件付権利の仮登記 - 」創価法学 48 巻 2 号 (171 頁～177 頁)(2018 年)

「所有権留保における物権的期待権概念の必要性(1)」創価法学 42 巻 3 号 (47 頁～70 頁)(2013 年)

「所有権留保における物権的期待権概念の必要性(2)」創価法学 43 巻 1 号 (75 頁～108 頁)(2013 年)

「所有権留保における物権的期待権概念の必要性(3・完)」創価法学 43 巻 2 号 (233 頁～268 頁)(2013 年)

「わが国における物権的期待権の内容とその意義」創価法学 44 巻 2 号 (149 頁～190 頁)(2014 年)

「フランス信託法における受託者所有権 - 経済的所有権とわが国物権的期待権との関係 - 」信託研究奨励金論集 36 号 (124 頁～148 頁)(2015 年)

「民法 194 条に該当する善意占有者の使用収益権と物権的期待権との関係 - 最三小判平 12・6・27 民集 54・5・1737 判決：民法規定の欠缺を補完する物権的効力 - 」創価法学 45 巻 2 号 (231 頁～254 頁)(2015 年)

「わが国物権的期待権(私見)と物権的効力を伴わないドイツ物権的期待権」藤井俊二先生古稀祝賀論文集『土地住宅の法理論と展開』(241 頁～266 頁)(2019 年、成文堂)

「所有権の構成における留保所有権の法定代位 - 最一小判平成 29・12・7 民集 71 巻 10 号 1925 頁を題材として - 」創価法学 48 巻 3 号 (83 頁～97 頁)(2019 年)

「所有権留保と譲渡担保の衝突 - 最二小判平 30・12・7 民集 72・6・1044 を題材として - 」創価法学 49 巻 2 号 (59 頁～100 頁)(2019 年)

『物権的期待権の譲渡担保化 - 中小企業の資金融資を中心として』(日本評論社、2021 年)全 396 頁 2021 年 1 月 22 日 公益財団法人 全国銀行学術研究振興財団より慣行助成金を受け、研究成果を本として刊行

以 上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松田佳久	4. 巻 1
2. 論文標題 わが国物権の期待権（私見）と物権的効力を伴わない物権の期待権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 藤井俊二先生古稀祝賀論文集 土地住宅の法理論と展開	6. 最初と最後の頁 241～266
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田佳久	4. 巻 49巻2号
2. 論文標題 所有権留保と譲渡担保の衝突 - 最二小判平30・12・7民集72・6・1044を題材として -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 創価法学	6. 最初と最後の頁 59～100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田佳久	4. 巻 48巻1号
2. 論文標題 機械設備における所有権取得期待権（条件付権利）の譲渡担保	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 創価法学	6. 最初と最後の頁 2766
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田佳久	4. 巻 48巻2号
2. 論文標題 動産債権譲渡特例法と仮登記制度 - 所有権取得に関する条件付権利の仮登記 -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 創価法学	6. 最初と最後の頁 171～177
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田佳久	4. 巻 1139
2. 論文標題 留保所有権の法定代位 - 最一小判平成29・12・7民集71巻10号1925頁を題材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 102～108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田佳久	4. 巻 48巻3号
2. 論文標題 所有権的構成における留保所有権の法定代位 - 最一小判平成29・12・7民集71巻10号1925頁を題材として -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 創価法学	6. 最初と最後の頁 83～97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田佳久	4. 巻 1102
2. 論文標題 条件付権利の担保化を考える - 機械設備における所有権取得期待権の譲渡担保化を中心として -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 76～82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田佳久	4. 巻 120巻3号
2. 論文標題 物権的期待権説を考える - 所有権留保目的物たる建設機械の即時取得事案を契機として -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学志林	6. 最初と最後の頁 49～74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松田佳久
2. 発表標題 所有権留保と譲渡担保の衝突 - 最二小判平30・12・7民集72・6・1044を題材として -
3. 学会等名 最新判例研究会（法政大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松田佳久
2. 発表標題 留保所有権の法定代位 - 最一小判平成29・12・7民集71巻10号1925頁を題材として
3. 学会等名 最新判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松田佳久
2. 発表標題 所有権的構成における留保所有権の法定代位 - 最一小判平成29・12・7民集71巻10号1925頁を題材として -
3. 学会等名 現代担保法研究会（大阪）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 松田佳久	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 396
3. 書名 物権的期待権の譲渡担保化 - 中小企業の資金融資を中心として	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------